



○長野県告示第279号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年5月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上伊那郡高遠町大字山室70の3、長谷村大字非持3809の23
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林保全課

○長野県公安委員会告示第3号

昭和60年長野県公安委員会告示第35号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく公安委員会が別に定める地域）の一部を次のように改正する。

平成14年5月20日

長野県公安委員会委員長 塚田和男

本則中「東部町」を「丸子町 東部町」に改める。

生活安全企画課